

総務文教常任委員会記録

令和2年11月30日

【開催日】 令和2年11月30日（月）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後1時38分

【出席委員】

委員長	河野 朋子	副委員長	伊場 勇
委員	奥 良秀	委員	笹木 慶之
委員	中岡 英二	委員	長谷川 知司
委員	山田 伸幸		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰		
----	------	--	--

【執行部出席者】

総務部長	川地 諭	総務部次長兼人事課長	辻村 征宏
企画部次長兼企画課長	和西 禎行	企画課行政経営係長	福田 淑子
教育長	長谷川 裕	教育部長	岡原 一恵
教育次長兼教育総務課長	吉岡 忠司	社会教育課長	舩林 康則
社会教育課課長補佐兼青少年係長	池田 哲也	社会教育課主査兼社会教育係長	日浦 操
選挙管理委員会事務局長	白石 俊之		

【事務局出席者】

事務局次長	石田 隆	議事係長	中村 潤之介
-------	------	------	--------

【審査内容】

- 1 議案第129号 山陽小野田市議会議員及び山陽小野田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(選挙)
- 2 議案第137号 山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館の指定管理者の指定について
(社会教育)
- 3 陳情書（深井篤農林水産課長の公務員法違反事件について）について

- 4 陳情・要望書について
- 5 閉会中の継続調査事項について

午前10時 開会

河野朋子委員長 おはようございます。ただいまから、総務文教常任委員会を開会します。それでは、審査内容の1番、議案第129号について審査します。よろしくお願いいたします。

白石選挙管理委員会事務局長 それでは、議案第129号山陽小野田市議会議員及び山陽小野田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。初めに、この度の条例改正の目的及び内容について御説明します。本日お配りしました。A4両面刷りの資料を御覧ください。1の改正の理由ですが、平成31年3月1日から、都道府県又は市の議会の議員の選挙において選挙運動のために使用するビラを頒布することができるようになったこと、県内の公費負担の実施状況を勘案し、来年度実施の市議会議員選挙及び市長選挙から選挙運動用ビラの作成費についても公費負担の対象とし、あわせて、据え置いていた選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に要する経費に係る条例の限度額を見直しするため、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動費用の公費負担の限度額等を定めた本条例の一部について、公職選挙法施行令の改正に準じて、所要の改正を行うものです。2の主な改正の内容ですが、(1)選挙運動用自動車の公営では、上限額が、一般運送契約以外の契約（レンタル方式）の場合、合計で1日当たり35,150円を改正後35,860円に増額します。内訳としましては、自動車の借入15,300円を15,800円に増額、燃料費7,350円を7,560円に増額、運転手の雇用は改正無しで現行の12,500円となっています。また、一般運送契約（ハイヤー方式）は改正がなく、現行の64,500円となっています。裏面を御覧ください。(2)選挙運動用ポスター作成の

公営についてですが、印刷費単価 5 1 0 円 4 8 銭から 5 2 5 円 6 銭に増額、企画費 1 8 1, 1 2 5 円から 1 8 6, 3 0 0 円に増額します。選挙運動用ポスター作成の公営に係る 1 枚当たりの限度額を、平成 2 9 年 1 0 月 1 日執行の山陽小野田市議会議員一般選挙時のポスター掲示場数 2 1 1 か所で試算しますと、現行 1, 3 6 9 円が 1, 4 0 8 円となります。この額を求める計算式は、印刷費単価（5 2 5 円 6 銭）にポスター掲示場数（2 1 1 か所）を乗じたものに企画費（1 8 6, 3 0 0 円）を加えた額をポスター掲示場数（2 1 1 か所）で除したものとなっています。本市の場合、選挙運動用ポスター作成の公営の限度額は、先ほどの計算式で求めた額である改正後 1, 4 0 8 円にポスター掲示場数 2 1 1 か所を乗じたものとなりますので、合計額は改正後 2 9 7, 0 8 8 円となります。次に、この度新たに公費負担の対象にした（3）選挙運動用ビラ作成の公営についてです。単価は 7 円 5 1 銭。頒布できる枚数は、公職選挙法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号により定められており、市議会議員選挙で 4, 0 0 0 枚、市長選挙で 1 6, 0 0 0 枚となっており、公費負担限度額は議員で 3 0, 0 4 0 円、市長で 1 2 0, 1 6 0 円となります。3 の改正による一人当たりの予算額は、選挙運動用自動車その他の契約の場合、議員が、現行 5 3 4, 9 0 9 円から改正後 5 7 8, 1 4 8 円に、市長が現行 5 3 4, 9 0 9 円から改正後 6 6 8, 2 6 8 円となります。これに係る予算は令和 3 年度の予算要求となります。では、議案第 1 2 9 号の原文を御覧ください。第 1 条（趣旨）に根拠となる公職選挙法のビラに関する条文を追加し、第 4 条に規定されている選挙運動用自動車の公費負担の限度額を改正、第 8 条中のポスターの公費負担の限度額を改正し、公職選挙法の条項の順に倣い、ポスターの規定の前にビラの公営に関する条項を新たに第 6 条から第 8 条までに加えるため、現行の第 6 条から第 9 条を 3 条ずつ繰り下げ、それに伴う引用条文の改正をしています。議案の 2 ページを御覧ください。附則についてですが、施行日は公布の日から、適用はこの条例改正後の市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日前日までにその期

日を告示された選挙については、なお従前の例によることとしています。改正後の条文の内容は新旧対照表を参考にしてください。以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑はありますか。

山田伸幸委員 公職選挙法に関わることなんですけれど、ビラの配布枚数が市長選挙と議員選挙で差があることについて、どちらも全市が対象なんですけど、その理由は为什么呢。

白石選挙管理委員会事務局長 この選挙運動用のビラの活用、頒布が解禁となった理由は、市長選は早くから認められておりましたが、内容としましては候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、マニフェストという意味合いを持っておると思います。この度の選挙のビラの枚数、市議が4,000枚、市長が1万6,000枚で、ビラにつきましては2種類まで作成することができます。もともとは、選挙郵便のはがきの枚数が、2倍になる前は市議では2,000枚、市長では8,000枚ということで、2種類作れるということで倍の枚数になっておると捉えております。なぜ数が違うかということまで、ちょっとよく分かりませんが、そうっております。

山田伸幸委員 配布方法については、選挙運動下の音の届く範囲とか新聞折り込みとか以外の手段というのはあるんですかね。

白石選挙管理委員会事務局長 頒布ということは渡す相手がある程度特定できるということで、今、山田委員が言われました新聞折り込みによる頒布、選挙事務所内における頒布、演説会場内における頒布、街頭演説の場所における頒布ということです。音が届くまでかどうかというところまでは、ちょっとこの場で回答しかねますが、それに限られております。ま

た、配れますのは選挙運動期間中に限定ということで、立候補されたときに、証票を必要枚数ほどお配りしますので、それを貼ったものでないと配れないという制限があります。

長谷川知司委員 このビラの事前チェックはあるんですか。

白石選挙管理委員会事務局長 ポスターと一緒に、内容に印刷会社と責任者の名前等を入れていただくようになります。規格は大体A4ということで、内容につきまして、事前に立候補の書類等をチェックさせていただくときに見本も併せて出していただいで、こちらで内容について問題ないかどうかの確認をさせていただこうと考えております。以上です。

山田伸幸委員 内容の確認と言われたんですけど、書ける内容っていうのは政策が基本だと思うんですけど、その政策について選挙管理委員会がチェックをすることになるのでしょうか。

白石選挙管理委員会事務局長 それについて、内容についてまでの審査というのは、よほど個人を中傷することとかがあれば修正等をお願いするかと思いますが、基本的にはありません。先ほど言いました印刷会社と責任の明確にするものが入っておるのかどうかと、きちんと2種類以内になっているのかどうかを確認させていただこうと考えております。

伊場勇副委員長 使えるお金が増えたということなんですけども、この条例改正の背景とといいますか、立候補する人が少しでも多くなるようにとか、何かそういったところがあるのかなと感じるんですけど、執行部はどう背景を考えられて、それを受け止められているのでしょうか。

白石選挙管理委員会事務局長 資料の米印の選挙公営制度というところに書いてありますが、そもそも選挙公営制度というのはお金の掛からない公平な選挙を実現するとともに、資産の多少にかかわらず、立候補や選挙運

動の機会を持てるようにするため、候補者の選挙運動費用の一部について市が公費負担する制度です。この度、対象とさせていただきましたものは、主に県内の各市の状況を確認しました。令和3年からの市議会議員選が議員も対象となる初めての選挙になるということと、説明では言っておりませんが、令和2年12月の改正で、県、市の議会から更に拡張されまして、町村長の選挙、町議会議員の選挙についてもビラが頒布できるように公職選挙法が改正されましたので、この度、改正する時期だろうなということで改正させていただきました。

河野朋子委員長 はい、よろしいですか。質疑は。（「はい」と呼ぶ者あり）では、質疑を打ち切ります。討論は。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで、本議案について採決をします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。以上で審査を終わります。

（職員入替え）

河野朋子委員長 それでは、審査を続けます。審査番号2番、議案第137号について審査をします。執行部の説明をお願いします。

船林社会教育課長 それでは、議案第137号について御説明を申し上げます。議案第137号山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館の指定管理者の指定についてです。これは、宿泊研修施設きらら交流館の指定管理期間が令和3年3月末をもって満了となるため、次期指定管理の管理者を指定するものです。指定管理の期間につきましては、令和3年度の1年間としています。その理由として、施設の現状として、きらら交流館は宿

泊研修施設の位置づけではあるものの、既に研修を伴わない宿泊も可能としていること、地理的条件などにより観光施設としての要素が強いことなどから、宿泊研修施設としての現行の設置目的に限定しない現状の用途に合った新しいコンセプトの下での館の在り方を検討することとし、現在、企画課により基本計画の策定及びPPP/PFI導入可能性調査を行っており、令和3年度にその調査の結果を受け、庁内で施設の方向性を決定することとしております。そのため、令和4年度以降の当施設の管理運営に関して、現時点で仕様を固めることができないことから、複数年の期間ではなく令和3年度の1年間について指定管理を行うこととしました。また、1年間という短期間の指定期間で、貸館、宿泊、風呂、レストラン等複数の機能を備えた施設運営を行い、サービス向上と経費節減の両方を実現しなければならないことを勘案し、事業採算性の面から新規参入事業者による管理運営は現実的でなく、次期指定管理についても引き続き現指定管理者による管理運営が適当であるため、富士商株式会社の単独指定としました。選定については、11月11日に指定管理者選定委員会を開催しました。市から副市長、部長3名、募集委員2名の計6名から構成される委員で審査しました。選定委員会では同社から事前に提出のありました事業計画書、定款、財務諸表を基にプレゼンテーションを受け、質疑応答の後、各委員が審査した結果、50点満点で41.0点の評価となり、基準点の25点を上回ったため、管理候補者として決定しました。本日お配りしました資料につきましては、利用者と収入の推移、指定管理料の比較を掲載しております。67ページ、2の指定管理料について御説明します。指定管理料は、令和2年度、今年度は税込みで3,311万4,936円でしたが、令和3年度は3,491万6,626円を予定しており、約180万円の増額となっています。その理由としましては、通勤手当を含む人件費の増加や仕入れ原価率の上昇による売上原価の増加、営業に必要な機器メンテナンスの追加などによるものであります。説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を受けたいと思います。1年になっている理由も、今、明確にされましたが、ほかに何かありますか。

中岡英二委員 指定管理者の選定で、単独指定となっていますが、その理由が分かれば。

河野朋子委員長 それ今、だから、わざわざ言ったんですが。また繰り返になりますか、よろしいですかね。

船林社会教育課長 単独指定の理由ですね。まず1年間の期間にしまして、1年間の期間であれば新規参入事業者、事業採算性の面から新規参入事業者ではちょっと困難であるということから、現指定管理者である富士商に単独指定をしたということです。

中岡英二委員 きらら交流館を見ますと、施設自体も古くなって改築というか何かそういう予定があるとは聞いていますけども、ちょっと詳しく分かれば、その辺を御説明してください。

船林社会教育課長 改修は、特にお風呂に関してですけれども、順次、計画的にやっておりますし、調子が悪いところはその都度やっております。大きくは、来年度の導入可能性調査等の結果を見て決定していくことになると思っております。

長谷川知司委員 今の関連ですが、今プロポーザルをされているということですが、これは企画課でされているんですかね。そのプロポーザルの結果、来年度に見直しをして、PPPの報告書がいつ出て、市の方針を決定するのがいつ頃か。そういう工程表が分かれば教えてください。

和西企画部次長兼企画課長 現在、プロポーザルの導入可能性調査業務に取り

掛かっておりまして、12月後半にプロポーザルを行います。事業者選定を行いまして、令和2年度と3年度の2か年事業を考えておるところですが、最終報告につきましては、令和3年10月あるいは11月を目途に報告書をまとめてもらい、それを受けて市としての館の在り方の方向性を定めていきたいと考えておるところです。

長谷川知司委員 報告書が来年10月から11月に出て、市の方針決定が出て、それから館をどのようにするかっていうことで、その令和3年度しか指定管理をしていないですけど、それから先また1年の随意契約で、随意契約って言っちゃいけないですね、単独指定とかいうことは在り得るのかどうか、それをお願いします。

和西企画部次長兼企画課長 少しちょっと補足させていただきますが、最終報告は10月をめどにしておるんですが、中間報告を7月頃に求めます。この辺りで大体の方向性が見えてまいりますので、これを受けて館の方向性を決めてまいりたいと思っておるところです。この中間報告を持ちまして、市としての方向性を定めるに当たり、令和4年度以降のこの館の在り方につきましては、PPPで実施するとなれば大体のスケジュールが組めてきます。令和4年度、令和5年度、あるいは令和4年度から令和6年度まで開ける、つまり令和5年度まで開けるのか令和6年度まで開けるのかというところまでもめどが立ちますので、その期間につきましては、2度目の単独指定を想定しておるところです。

長谷川知司委員 2度目の単独指定とありますが、40ページにも書いてありますように、2回しかできないとあります。それで、そこはよく計画を練ってやるということでもいいんですかね、そういう考えであると。

和西企画部次長兼企画課長 きらら交流館につきましてはここ四、五年、なかなか方針が見出せない中、庁内でもかなり議論を深めてまいりまして、現在のこの方向性、今のところのめどを立てているところなんです。

で、1年という来年度の単独指定を終えた後は、単独指定2回目に当たりましては、しっかりとスケジュール管理をしながら行っていきたいと考えておるところです。

長谷川知司委員 中間報告が出て、きらら交流館の在り方を考えるときに、庁内だけで考えるのか、あるいは学識経験者などをどのように加えるのかをお聞きします。

和西企画部次長兼企画課長 12月にプロポーザルをやりまして業者が決まります。その業者の今回の導入可能性調査の中でも、恐らく地元の皆さんとのヒアリング等も予定されているのではないかと思いますので、その中で基本計画、中間報告あるいは最終報告をまとめる段階においては、地元の皆様のお考えを反映させたものが出来上がるのではないかと考えておるところです。

長谷川知司委員 学識経験者をどう入れるかっていうのを聞いたんですが。

和西企画部次長兼企画課長 どの辺りの方々を学識経験者とされるのか、ちょっと今のところ想定できません。今の段階では、例えばPPPの専門家を入れるとか、そのようなこととは思いますが、今のところは想定しておりません。

長谷川知司委員 今までも内部だけでよくされているんですけど、やはり内部の人は、知識はあったとしてもより広い角度から見るとということにおいてちょっと不足している場合があります。今回のきらら交流館の活用については、学識経験者とはどういう人を指すかっていうのは執行部で考えられるべきですが、地元だけというのはちょっと偏ってしまう考えになるかもしれませんので、やはり行政は外部からの知恵を頂くという視点を持ってやっていただきたいと思います。これは希望です。

河野朋子委員長 意見ということですね。指定管理者についてどうぞ。

山田伸幸委員 先ほどの方針からすると、これまで行われてきた宿泊を含む研修よりは観光に大きくシフトしていこうという方向だとお聞きをしたんですけど、どういったものを考えておられるんでしょうかね、具体的に。まだイメージがよく分からないんですが、実際のところ、宿泊も含む研修についてはもうやめるとまで言うのかどうなのか。その辺いかがでしょうか。

河野朋子委員長 それは企画課に対する質問ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

和西企画部次長兼企画課長 研修、宿泊、レストラン、風呂と大きく分けて四つの要素があります。現施設をどのように取り扱うかにつきましては、このプロポーザルの中で業者がいろいろと考えられると思うんですが、市としましてはそうは言っても方針がある程度必要と思ひまして、今回の導入可能性調査業務の仕様書において4点ほど掲げて、業者に見てもらっているところです。まず、スマイルエイジングにつながるものが一つ。道の駅及び海の駅等観光交流拠点としての機能。三つ目が、対象施設周辺の地域資源を生かした交流人口の増加及びにぎわいの創出につながるもの。そして最後に、その他市の課題解決につながるもの。こういうのを今回の調査業務の仕様書の中で提示し、これを基に業者が提案をまとめられ、プロポーザルに臨まれることになっております。

山田伸幸委員 現在、市内にはほかに研修施設がないわけですよ。青年の家も使われなくなっていますし。そうした中で、やはりそういう需要というのは引き続き相当あるんじゃないかなと思うんですけど、それについてはどのように考えておられるんでしょうか。

船林社会教育課長 確かに現在、研修を伴わない宿泊も可としております。今年コロナでほとんどなかったんですけども、特に夏休みに関しては、

学校関係、それからスポーツ少年団関係の研修を伴う宿泊というのがありますので、その辺りは考慮していただければとは思っております。

長谷川知司委員 今回の関連ですが、今は宿泊研修を受け身でされているような状態がありまして、例えばきらら交流館自体で社会教育主事ですか、そういう方がいらっしゃるって、「こういう研修をしますよ。ですから来てください」というような積極的なアピールはされていますか。

船林社会教育課長 委員がおっしゃるような社会教育主事を中心として交流館で研修という事業は、今はちょっと行っておりません。

長谷川知司委員 募集の目的でありますように、宿泊研修、野外活動等を通じて学習の場、ふれあい交流の場などについてアドバイスができるスタッフを指定管理のときに、そこに置くように指示されているのかどうか。またそういうスタッフがいるのかどうか、お聞きします。

船林社会教育課長 野外活動に関しては、交流館の事業の中で竜王山の散策であったりとか竜王山のキャンプ場とも連携をして事業を行ったりしておりますが、特にそのことについてのプロフェッショナルの立場でやっているという職員はいないと思います。館長、副館長、シニアアドバイザー一辺りがよく調整をして行っているものと理解しております。

長谷川知司委員 58ページにどのようなスタッフがいるかというのは書いてあるんですが、当初、あそこを指定管理に出したときはそういうスタッフがおったんですね。いつの間にかいないんです。ということは、当初の目的がちょっと弱くなってきたんじゃないかと思いますが、そこについて、もう1年しかないですが、今後、この1年、そういうアドバイスとかをするスタッフを考えてらっしゃるか。

船林社会教育課長 社会教育課にも社会教育主事がありますので、その辺りと

よく連携調整を図って、何か効果的な事業ができるように努力したいと思います。

山田伸幸委員 以前はきらら交流館を中心にして水辺の環境だとか、そういったこともされていたんですけど、最近聞いたことがありません。やっているのはレノファの応援とかで、社会教育と本当に密接に関わるのかなという意味ではちょっと疑問点があります。特に、先ほど少し言われましたけど、オートキャンプ場との連携ということでいうと、もっといろいろできるんじゃないかという期待を持っているんですよね。ただ残念ながら、経営をしている母体が双方で違いますので、その辺りの連携が取れていないのではないかなと思っているんですが、そういった連携会議等は定期的に持っておられるんでしょうか。

河野朋子委員長 会議ですか。連携の会議があるかどうか。

船林社会教育課長 個別具体的な問題についての協議は逐次行っているとお聞きしておりますが、例えば月に1回といった定例的な連携協議は行っていないとお聞きしております。

河野朋子委員長 そういったことを含めて来年度1年間、企画課を中心として方向性をしっかり出すと説明を受けたとおりなので、指定管理者の件について質疑があれば受けます。

山田伸幸委員 究極的な話をお聞きしたいんですが、市として今後もこのきらら交流館を市の財産として活用させていく気があるのかどうなのか。その点についてお聞きしたいと思います。

和西企画部次長兼企画課長 今回、導入可能性調査に至るまでなんですけれど、おとし、シティセールス課で焼野海岸一帯の観光についての策定業務を受け、報告書がまとまりました。その中でもきらら交流館というのは、

位置的にもやはり拠点施設として活用すべきというような報告書ができております。その流れを受けて、今回このような、今年度ですけれど調査業務に取り掛かっておるところです。市としましても、あの施設の在り方というのは、その観光の計画にあるような位置づけでこれからも考えていきたいと思っております。

山田伸幸委員 いろいろあちこち先進的などころもありますので、もう限界にきているんじゃないかなと。施設そのものを研修も観光もしながらだと、何か中途半端な、行政がやっているなというのをつくづく感じる施設運営がされているんじゃないかなと思います。本当に観光にシフトするのであれば、もっとそういった専門の方で、宿泊研修、特に青少年の育成に力を入れられるなら、そういう方向でもっと周辺も含めて研修を活発にするだとか、それとか地域の方を含めて教養的な研修をすとかいうふうな形、もうどちらかに絞っていかないと。もう何かその施設そのものが非常に中途半端なまま推移していくんではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

和西企画部次長兼企画課長 委員の御指摘はごもっともでして、館ができたときから在り方がとても曖昧でした。先ほど来、青年の家との比較がありますが、青年の家は社会教育法にのっとって設置されておりますが、きらら交流館につきましても、設置条例には社会教育法にのっとりという一文がありません。青年の家におきましても、ちゃんとした方ってのは表現おかしいんですけれど、そういう方がいて、朝に朝礼があつて、今日はこんなカリキュラムでやりますとか、朝にラジオ体操をやったこととかがあつたとは思っています。しかし、きらら交流館はそもそもその社会教育法上の縛りが最初からなくなっておりまして、その上、研修以外の方の宿泊も可というような状況になっております。青少年宿泊施設と言いつつ、営業、レストラン、お風呂というものがあつて、どっちつかずの状態になっておるといふ状況が、ここ数年というか開館のときからの問題としてあつたかとは思っています。そういった中でも年間15万

人近い方々が来館されるというところで、やはりそういうことを考えますと、おのずとどちらの方向性に行くのかなというのは大体想定できるところでありますが、やはりこれにつきましては、これからの可能性調査の中で詰めていければと思っておるところです。

山田伸幸委員 青少年の育成の施設、先ほど言われたように、社会教育法にのっとった施設でないということをしていろいろ今やられていると思うんです。さっきも言いましたけれど、実際にはそういった利用も相当あるわけですね。そういった面がなくなってしまうと、もう本当に青少年たちが安心して宿泊研修をできる場がなくなってしまうというおそれを持っているんです。もし観光に特化するのであれば、どこかよそのところに宿泊研修のできる青少年の健全育成を目指す施設が必要になってこようかと思うんですけど、本当に難しい選択が迫られているかもしれません。やはり市として青少年に邁進するんだというのか、それとも観光に特化するのか。その辺が今迫られているんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

和西企画部次長兼企画課長 これは全国的な傾向ですが、青少年宿泊施設が全国でどんどん閉館しております。役目が終わってきているのではないかなという流れもあるところですね。実際、きらら交流館で宿泊研修される方、青少年の方々の宿泊研修は、夏場の合宿等が多いとは聞いておるところですが、部活で普通にホテル等を取って合宿等をされているというような実態もあります。そういった中で市が青少年宿泊施設を持つことについての考え方を、この導入可能性調査の中でしっかりと整理していかなくちゃいけないと思っておるところです。

笹木慶之委員 先ほどからいろいろと聞いておりますが、実は公共施設の個別施設の計画素案というのを前に頂きましたよね。これは、もう調ったんですかね。計画になりましたか。（発言する者あり）いや、なっいたらいいんですが、その中の、きらら交流館の位置づけの中で、実はここに公

共性と有効性の評価が出ているんです。公共性については「公共性あり」と。これは問題ないんですが、有効性は、利用度については記入がありますが互換性等については全く記入されてない。そして、判定は「有効性なし」になっているんですよ。いいですか。何をもって有効性がないとされたのかがまず1点と、それからそれを次の施設の方向性の考え方に結び付けていくというところが、どうも疑問視されるんです。施設の方向性の考え方の中には、生涯学習の推進を図ることを目的として設置された宿泊研修施設であり、きららビーチ焼野の中心に位置する交流拠点施設として、トロン温泉やレストランなどを有し、市内外から多くの利用者が来館すると。この後ですが、交流の拠点であると同時に、観光の拠点となっており、今後の施設の在り方について、新しいコンセプトの下、機能を見直し、再整備を検討していくということになっているんですが、要は、有効性なしからいきなりここに入った理由と、それと今との関係をちょっと説明してください。

和西企画部次長兼企画課長 この有効性を判断するに当たりましての評価の視点がありまして、互換性の小さい施設というところ、他に同種の公の施設が存在しない施設、官民を問わず他にサービスが類似する施設が存在しない施設、当該施設によるサービスのほかに代替となる手法が存在しない施設という評価の視点がありましたので、この判定にさせていただいたところですよ。

笹木慶之委員 そうしますと、これは素案ですから、素案の後に本物となったときに、その点が指摘されて入れたということですね。今の互換性、これには記入はないんですよ、全く。前に配布されたやつ。

和西企画部次長兼企画課長 個別計画につきましては、パブリックコメントが終わりまして策定させていただいておりますので、このままで今策定されているというところですよ。

笹木慶之委員 そうすると、今、今記入されたものが、その点が入ったということで理解していいんですね。これにはないんですよ、全く記載が。前に配布されたものには。

和西企画部次長兼企画課長 はい、記載のないまま策定されておるところです。

笹木慶之委員 そうしますと、今、言葉で言われた、それは何ですか。

和西企画部次長兼企画課長 評価の視点のところ、互換性についてはこのような観点で評価をしますというところで、書いておらないというところですね。他に同種の施設が存在しないとか、他に類似のサービスがないとか、というところで互換性というのは判断させていただいて、計画としては何も記入せずに今のところ策定したということです。

河野朋子委員長 分かりましたか。いいですか。

笹木慶之委員 有効性なしっていうのはどういう意味ですか。

和西企画部次長兼企画課長 有効性につきましては、公共として持つ必要がないのではないかとということで有効性なしと書かせていただいています。

笹木慶之委員 持つ意味がないじゃないか、これもほかの施設の点とね、見たらそうなっています。したがって、例えば勤労青少年ホームはスクラップするという方向で行っているんですよ。これについては、なしとしながらも、今後の方向性の考え方に新しい計画が入ってきているという、そこですよ聞くのは。何をもってそっちに行ったのかが分からんから聞いているわけ。これ、いけんって言っているわけじゃないよ。あなた方が作ったものやから、その判断を聞いているわけ。

和西企画部次長兼企画課長 有効性につきましては、現施設として有効性があ

るかないかということで、なしと書かせていただいて、施設の方向性において、新しいコンセプトの下、再整備を検討していくというような表現をさせていただいているということになります。

笹木慶之委員 はい、よく分かりません。

河野朋子委員長 指定管理者の今回議案が出ておりますので、この件について質疑はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、質疑を打ち切ります。討論は、いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、本議案について採決をします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。お疲れ様です。では、2番の審査を終わりにして、10分間休憩します。

午前10時46分 休憩

午前10時55分 再開

河野朋子委員長 それでは、審査を続けたいと思います。審査番号3番、陳情書についてを議題とします。これはずっと継続して審査しているところですが、陳情書の内容について、地方公務員法違反ではないかといった趣旨の陳情を頂いていますが、第38条の件について執行部の見解はこれまでも度々説明していただいております。改めてこの件について確認したいので、今日来ていただきました。何度も申し訳ありませんが、この件について、改めて執行部の見解、地方公務員法第38条についてどうなのかということについて説明していただけますでしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長 この度の陳情につきまして、営利企業の従事制限

違反ではないかということですが、今回の件につきましては、前回から御説明させていただいておりますように、小野田中央青果につきましては、報酬もありませんし、また山陽小野田市が出資している会社であるというところから、利害関係はないという判断をもちまして、営利企業への従事を許可しておりますところですが、あわせて、小野田青果販売につきましても、これは完全に民営ですけれども、市が出資している会社であるということも含めて、利害関係が薄いということで、どちらの会社に対しても公務員の品位を損なうものではないということから判断しまして、営利企業の従事を許可しておりますところですが、法には反していないと判断しているところですが。

河野朋子委員長 改めてそういった答弁、説明をしていただきましたが、これについて、委員から何か質疑があれば受けます。

山田伸幸委員 陳情書の中で、当時課長として、市場の管理責任者であったと。市場の卸売会社の中央青果の社長も務めたと。行政として指導する立場と指導を受けるほうが同一人であるということから、これは明らかに法に違反しているんじゃないかという指摘です。これは私自身も以前から一般質問等を通じて同様の主張を行ってきたんですが、指導する立場及びその指導を受ける立場の両方を兼ねると。これは正に利害関係そのものではないんですか。それであっても利害関係はないと言い切れるんでしょうか。

川地総務部長 この利害関係という言葉の意味だろうと思っております。今山田委員が言われましたように、片や指導する立場、片や運営する立場ということになれば、一定の、何らかの関係は出てくるんじゃないかと思っておりますし、それがあっても一応事前に許可があればいいですよというのが第38条の趣旨です。私どもとしましては、利益相反、要は相反する利害関係があるかないかだろうと考えております。いろいろ調べておりましたが、その方々が市に対して不利益を被ったりすることはやって

いないということですし、中央卸売の関係の会社につきましても、市から相当の利益を被っているということも考えられてないということですので、私どもはそれに基づいて第38条には抵触していないだろうという判断をしているところです。

山田伸幸委員 青果販売の社長も兼ねておったんですよね。これは、存在そのものが違法じゃないかということで、先にこれはもう廃止するという決定までされてきました。しかし、その社長に深井氏は就任されておられたわけですよね。これは、やはり二重の意味で間違いを重ねていたのではないかなと思うんですけれど、しかも、市場関係者から青果販売に対して問題がある、不公平の取扱いを受けたという陳情といいますか異議申立てまでされてきたわけです。それでも今のような主張が通るんでしょうか。私は、どう考えても市場関係者からのそういう抗議がある中で、今言われたような不利益を与えていないということにはつながらないと思うんですが、いかがですか。

川地総務部長 青果販売につきましては、もともと前任者の社長であった方が中心にいろいろなことをやっておられるということです。今回、青果販売についても兼業という形になりましたけども、その青果販売が市に対して特に不公平な取扱いをやっているかどうかというところだろうと思いますので、その点を中心に鑑みますと、私どもは、抵触していない、特に利益相反の関係にはないという考えです。

山田伸幸委員 そうは言われても、実際にこの青果販売という会社の名前を使わないと納入できないところがいっぱいあって、あるいは青果販売自身が市場を奪っていったという指摘までされているわけですよね。三十数社でしたか、納入しておったという実績もありますし、やはりその点で一般仲買人の利益を非常に奪っていたと言わざるを得ないんですが、そういった事実は調べられて言っておられるんですか。

川地総務部長 私どもとしましては、青果販売に対しての調査権もありませんし、実際にどこまで調査できるかっていうところもあります。私どもは青果販売と市との関係についてのみの調査になりますので、その点に関してのみの判断になろうかと思っています。

山田伸幸委員 その調査された結果をどのように考えておられるんですか。

川地総務部長 先ほども申しましたように、青果販売に対しましても市に対して利益相反を生じている関係にはないと考えております。

笹木慶之委員 今のところをもう1回確認します。市長が担当職員に対して営利企業への従事を許可したと。許可の事実は、当該職員が業務する、いわゆる関わっていくその企業が、市との相反する利害関係が生じない会社であると判断したから許可をしたということですね。したがって、そうするならば、もともと利害関係を生じない企業ですから、職員がいかなる形で関わったとしても利害関係は生じないという判断ですよ。でないと許可できないわけですから。それで、8月7日の委員会の記録をずっと今確認して流れを追ってみたんです。それをあなた方は覚えていないと思いますが、その段階では「よく調査してみましよう」と言われて、その後の委員会の中で、実は職員の処分の問題が出た。当然、職員を処分するに当たっては、この第38条も関連して、流れとすれば、関連した懲罰委員会の中での審査であったと理解できるんですが、そのように理解していいんですね。

川地総務部長 はい、そうです。もともと第38条に関しての調査という形の流れでありましたけども、実際に職員と社長を兼ねておられますことから、社長になるときにはやっぱり休暇等々を出してもらわないと困ると。その辺の調査の一環として、別の関係で、ちょっと懲戒処分をさせていただいた、誰とは言いませんけども。そこだけはちょっと申し訳ありませんけども、そういった手続を取らせていただいたということでありま

す。

笹木慶之委員　そこで、もう1点だけ確認しますが、したがって、今の特定した人のことにうんぬんになるわけじゃありませんが、一般的な考え方として、だから、今後についても、やはり同じようなケースがあれば同じような形で審査するというか、職員に対する処分については、やはり事実的なものを客観的に捉えて、その客観的な事実に基づいてもちろん処分するというような、主観論を排除してということでもいいんですね。

辻村総務部次長兼人事課長　そのとおりです。

長谷川知司委員　今言われましたように職員と社長を兼ねるということは、職員は当然、職務専念義務違反があります。それをすれば当然オーバーワークになるというのはもう分かったことですね。その職員から聞けば、昼休みや土日を使ったということもありました。だから、違反ではないにしても好ましくないというのが私の判断です。やはり、今後もしそういうことがあれば、職員に兼務させるのはやめていただきたいというのが今回の私の意見です。これは意見です。

中岡英二委員　陳情理由の中で、公務員の社会的信頼や品位を損ねたのではないかという意見が出ています。一職員が中央青果の卸売市場の社長を兼ねて、倒産という形を取られました。そうしたことを考えても、社会的な信頼を損ねたんじゃないか、品位を損ねたんじゃないかと言われてます。その辺、執行部の方はどのようにお考えでしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長　倒産の御指摘ですけども、それは会社としての判断です。今回おっしゃられているのは、多分第38条に関わるんじゃないか、品位を汚したんじゃないかというところと理解しております。その点では、先ほど部長も説明したように、地方公務員法の違反には今回は適用ではない、地方公務員法に違反していないと判断しているところ

です。品位も落としていないと理解しております。

河野朋子委員長 質疑はほかにはよろしいですか。よろしいですか。質疑なしということで、もういいですか。いいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、この件については、また後で引き続き委員会をしますので、説明は以上で終わりたいと思います。それでは、20分から分科会を再開します。よろしくお願ひします。以上で委員会を閉じます。

午前11時9分 休憩

午後1時30分 再開

河野朋子委員長 それでは、ただいまから総務文教常任委員会を再開します。審査内容3番のところ午前中は終わっておりましたので、3番の陳情書の件について、行政側からの説明などを聞きましたので、それを踏まえてこの陳情書の取扱いについて、委員から少し意見を聞きたいと思ひます。先ほどの第38条の件についてもですけれども、この陳情書について、どのようにしましょうか。

山田伸幸委員 正直言って、説明を受けてますます納得できないという思いが強まりました。というのも、樋口氏が言うておられるように、これをわざわざ利害関係がないということに対する矛盾、これが余りにもひどいと。私自身も何度も質問してきましたけれど、市長が認めたらいいとかそういった問題じゃなくて、やはり公務員というのは市民から、あるいは議会から、それは間違っていると言われるような行政であってはならないと思うんです。そういった意味で言うて、この公務員法違反については、ここですぐこの問題は執行部の間違いだということのもどうかなとも思ひますけれど、やはり、先ほどの説明では、どうしても納得いきませんし、もっともっと深めておくべきことがあるんじゃないかなと思ひます。私自身も市場の問題に関わってきていろんな職員から聞いておりま

すけれど、やはりいろんな形で無理があったんだなと感じることが多くありましたので、そのように思います。

河野朋子委員長 今のような意見もありましたが、ほかの方で何か意見があればお聞きします。いかがですか。もう少し、深めていくべきじゃないかというような指摘もありました。

伊場勇副委員長 執行部の説明については、もう前回と変わらない回答を言っていた中で、ただ山田委員みたいに、全然そうじゃないだろうというところ、例えば根拠のところの詳しい内容など、もっと突き詰めて話さなければいけないところもあるように思います。その辺はもうちょっと時間を掛けて求めていきたいと考えますので、早いほうがいいんでしょうけども、すぐ回答は難しいと思いますので、継続で対応したらどうかかと。継続審査を提案します。

河野朋子委員長 というような提案もありましたが、ほかの方で何か反対の意見などあれば。

中岡英二委員 私も、先ほど執行部からの説明がありましたが、納得できるような説明ではないと思います。先ほども委員からありましたように、もっともっと深めるべきことだと思いますので、この陳情書に関してはもう少し継続的な考えで審議したほうがいいのではないかなと思います。

河野朋子委員長 今、3人の方から、もう少ししっかり深めるために審査が必要じゃないかということで、ここで結論とか回答というよりは、もう少しそれを深めていったらどうかというような意見でした。ほかに何か反対するようなことが、ほかの方で意見があれば。いいですか。特に反対がなければ、今の提案どおりに、この問題については、すぐ結論を出すのではなくて、もう少し調査するというか審査を続けていくということでもよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのように。はい、

異議ですね。

笹木慶之委員 今出た意見を否定するわけではありません。それはそれでいいんですが、それならば委員会として、次、この辺をとか、質問が足らんからということをはきちっと相手方に言って、納得できるような資料を出してもらおうようなことも必要じゃないかなと思います。だから、法令解釈、あるいは職員の処分等々の問題については、委員会の意見を聞いて、執行部がまたいろいろ動いたということも確認できましたが、最終的には客観的な事実に基づいた対応ということが原点になろうと思います。第38条に関しては、市長が許可したという部分が、皆さんにとってクエスチョンが付いているので、それならそれなりのものを何かを求めるようなことを含めた上で継続とすべきじゃないかなということ意見をとして申し上げておきます。

河野朋子委員長 意見ですよね。今のような意見も踏まえた上で、慎重に委員会としては対応していくということで取り計らいたいと思います。よろしくをお願いします。それでは3番の項について終わり、4番の陳情・要望ですが、今議会で本委員会に陳情・要望が2件出ております。1件目は、理科教育の設備整備費等補助金予算計上についてのお願い。それから2件目は、令和3年度税制改正に関する提言の2件であります。これについて何かここで、是非このことをという御意見があればお聞きしますが、よろしいですか。何か。特になければ、それぞれがしっかりとこの陳情要望について読み置いておくということでもよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）では、この件については終わります。続きまして、閉会中の継続調査事項について。お手元にあります総務文教常任委員会として、閉会中の継続調査事項についてはこのように決定しようと思いますが、何か変更や追加などを御意見があれば受けます。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、このように委員会として決定したいと思います。以上で委員会を閉会します。お疲れ様でした。

午後 1 時 3 8 分 散会

令和 2 年（2020 年） 1 1 月 3 0 日

総務文教常任委員長 河 野 朋 子